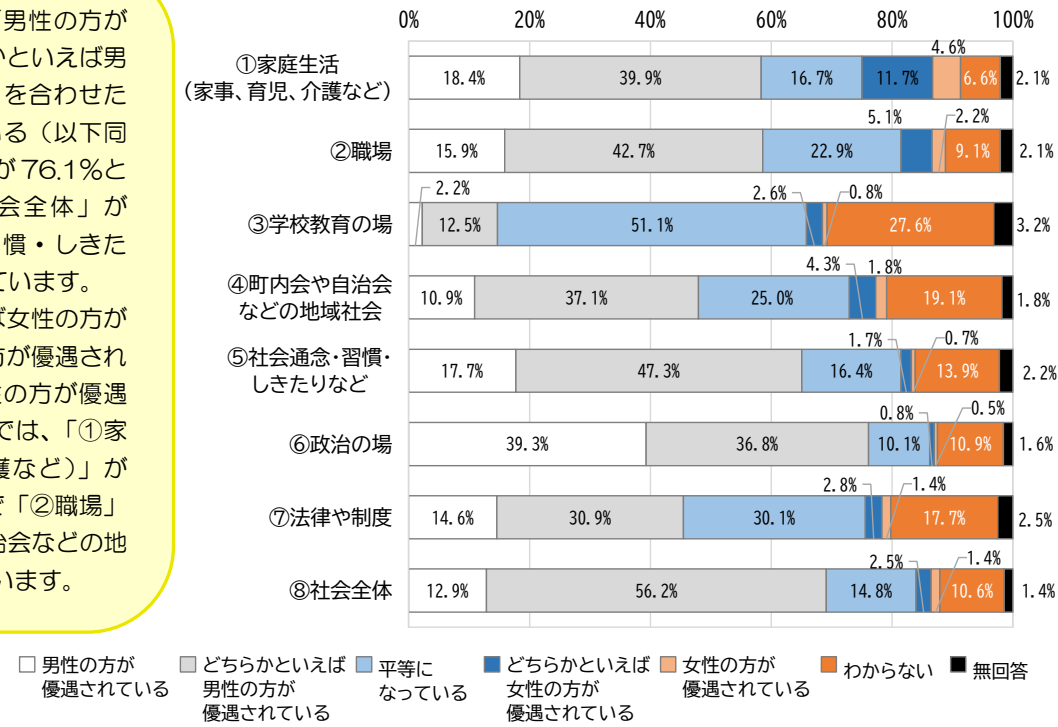


あなたは、次の①～⑧の場面や分野で、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。
（それぞれ1つに○）〈男女の意識の現状に関する調査：問9〉

男女の地位についての「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている（以下同様）』では、「⑥政治の場」が76.1%と最も多く、次いで「⑧社会全体」が69.1%、「⑤社会通念・習慣・しきたりなど」が65.0%となっています。

一方、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」「女性の方が優遇されている」を合わせた『女性の方が優遇されている（以下同様）』では、「①家庭生活（家事、育児、介護など）」が16.3%と最も多く、次いで「②職場」が7.3%、「④町内会や自治会などの地域社会」が6.1%となっています。



※男性も女性もそれぞれに、待遇や働き方について不平があります。性別での仕事の区分を極力排し、人それぞれの働き方を尊重するとともに、『ワーク・ライフ・バランス』の考えを浸透させる必要があると考えられます。

計画の推進

1 計画の推進体制

- 計画策定に携わる行政関係部署を中心に、男女共同参画に関わる関係者等の意見を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。
- また、必要に応じて、町民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、地域ぐるみで、男女平等の意識向上や環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 計画の進行管理

- 計画の進行管理に当たってはPDCAサイクルのプロセスに基づき、施策の実施状況を取りまとめ、達成度や効果・課題などを分析し、必要に応じ事業を見直していきます。



【発行】群馬県邑楽町
〒370-0692
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1
TEL 0276-88-5511（代表）
FAX 0276-88-3247（代表）
URL <https://www.town.ora.gunma.jp>



邑楽町

男女共同参画推進計画

概要版

計画期間：令和7年度～令和11年度



男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担いながら政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる社会を「男女共同参画社会」といいます。

邑楽町では、「男女共同参画は女性の人権に関わる重要なテーマである」との認識のもと、令和5年3月に策定した「第2次邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」において、「邑楽町男女共同参画推進計画の策定」を今後の取組のひとつに据えました。幅広い町民が参画できる社会を目指すにあたっては、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消や、女性の指導的地位への参画促進、配偶者等からの暴力の根絶など、多くの課題に取り組む必要があります。これらの課題に対応するため、町全体での取組を推進するとともに、男女共同参画社会の重要性を再認識し、初めてとなる「邑楽町男女共同参画推進計画」を策定しました。

令和7年3月

邑楽町

基本理念

だれもが生きやすい社会の実現

男女共同参画社会とは

家庭、地域、学校、職場など、社会のあらゆる場面で、誰もが自由と平等を享受し、性別に関わりなく自らの意思に基づく生き方が実現でき、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、豊かな個性と能力を十分に発揮できる社会が男女共同参画社会といわれます。

また、男女共同参画社会とは、男性、女性だけでなく、年齢や障がいの有無、国籍、性的指向・性自認などを異にするさまざまな人が、互いに認め合い、責任を分かち合いながら暮らしていける社会です。

男女共同参画社会が実現すると

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気



働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることにより、個人が能力を最大限に発揮できます。

家庭生活の充実



仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって男女がともに子育てや教育に参加できます。

地域力の向上



男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって地域コミュニティが強化され、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現します。

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

内閣府男女共同参画局資料をもとに作成

男女共同参画に関する国際社会の流れ

- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 平成 27 (2015) 年に国連で「持続可能な開発目標」(SDGs) が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて歩みを進めています。SDGs の 17 の目標の 5 つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女兒のエンパワーメント(女性が力をつけること、女性に権限を与えること)を図ることが求められています。

基本目標と施策の方向性

この計画では目標を達成するために、3つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

男女共同参画社会の実現には、個々の意識改革が不可欠です。男女平等の概念を広め、性別にとらわれない価値観を醸成することが求められます。

- (1) 男女共同参画の啓発
- (2) 男女平等教育の推進



基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大



女性国際デーの「ミモザ」

社会の多様な分野で女性の参画を拡大し、性別による障壁を取り除くことが、重要なこととなってきています。これにより、女性が持つ能力を最大限に発揮できる環境を整える必要があります。

- (1) 政策・方針決定過程への参画促進
- (2) 女性の活躍推進への支援と職場における男女共同参画の推進【邑楽町推進計画(女性活躍)】

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの充実

男女問わず、誰もが安全で安心して暮らせる社会を構築することが求められています。特に、性別に起因する暴力や差別を撲滅するための対策が必要です。

- (1) 人権の擁護、暴力の根絶【邑楽町基本計画(DV防止)】
- (2) 困難を抱えた女性への支援【邑楽町基本計画(困難女性支援)】
- (3) 生涯にわたる健康づくりへの支援
- (4) 防災分野での男女共同参画の推進

